

2 施設に関する個別論点

(1) 指定管理料

① 指定管理者制度

ア 指定管理者制度の概要

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成 15 年の地方自治法の一部改正により導入された。

指定管理者制度の導入により、従来、公共団体や公共的団体などに限られていた公の施設の管理主体は、株式会社など民間事業者にも拡大されている。

イ 指定管理者制度の導入状況

県は、平成 31 年 4 月 1 日時点で 117 の公の施設のうち 95 の施設に指定管理者制度を導入している。スポーツ振興課の所管施設では、10 施設のうち 9 施設に指定管理者制度を導入している。

表 4-2-1 スポーツ振興課所管施設に係る指定管理者制度の導入状況

施設名	指定管理者 (又は直営)	期間	料金制度
1 県立体育館	(一財)秋田県総合公社	H28d～R2d	指定管理料制
2 県立スケート場	(一財)秋田県総合公社	H28d～R2d	指定管理料制
3 県立野球場	(一財)秋田県総合公社	H28d～R2d	指定管理料制
4 県立向浜運動広場	(一財)秋田県総合公社	H28d～R2d	指定管理料制
5 県立総合プール	(一財)秋田県総合公社	H28d～R2d	指定管理料制
6 県立新屋運動広場	(NPO) スポーツクラブあきた	H28d～R2d	指定管理料制
7 県立総合射撃場	(一財)秋田県総合公社	H28d～R2d	指定管理料制
8 県立田沢湖スポーツセンター	田沢湖高原リフト(株)	H28d～R2d	指定管理料・ 利用料金併用制
9 県立武道館	(一財)秋田県総合公社	R1d～R5d	指定管理料制
10 スポーツ科学センター	(直営)	-	-

(出典：県「公の施設一覧【平成 31 年 4 月 1 日現在】」を基に監査人が作成)

ウ 指定管理者の選定手続

県は、「秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」（以下「指定の手続条例」という。）に従い、指定管理者の指定を行っている。また県は、「指定管理者制度の運用に係るガイドライン」を策定し、指定管理者の指定等に関する標準的な事務処理について定め、指定管理者制度の適切かつ効果的な運用を図っている。

県は、平成 31 年 4 月 1 日時点で指定管理者制度を導入している 95 の施設のうち、89 の施設で公募により指定管理者を選定している。スポーツ振興課の所管施設では、9 施設全ての指定管理者を公募で選定している。

表 4-2-2 スポーツ振興課の所管施設の公募手続

施設名	公募実施	応札数	募集期間	公募資格 (※2)
1 県立体育館	○	1 者	H27.7.24-9.25	県内団体
2 県立スケート場	○ (※1)	1 者	H27.7.24-9.25	県内団体
3 県立野球場	○ (※1)	1 者	H27.7.24-9.25	県内団体
4 県立向浜運動広場	○ (※1)	1 者	H27.7.24-9.25	県内団体
5 県立総合プール	○ (※1)	1 者	H27.7.24-9.25	県内団体
6 県立新屋運動広場	○	2 者	H27.7.24-9.25	県内団体
7 県立総合射撃場	○	1 者	H27.7.24-9.25	県内団体
8 県立田沢湖スポーツセンター	○	1 者	H27.7.24-9.25	県内団体
9 県立武道館	○	1 者	H30.7.24-9.25	県内団体

(出典：県の指定管理者募集要項などを基に監査人が作成)

(※1) 県立スケート場、県立野球場、県立向浜運動広場及び県立総合プールの 4 施設は、「向浜スポーツゾーン」として一括して公募。(指定の手続条例第 2 条第 2 項)

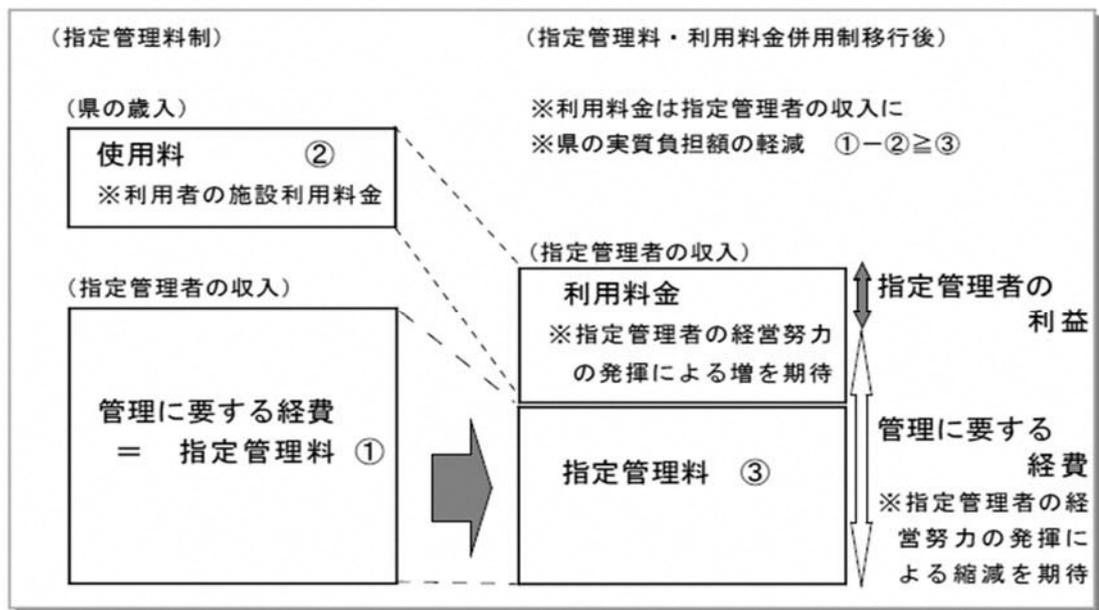
(※2) 具体的には「県内に主たる事務所を有する法人その他の団体」

エ 指定管理料の設定

a 指定管理期間の指定管理料の設定

県が指定管理者に支払う「指定管理料」の金額は、施設の運営が「指定管理料制」か「指定管理料・利用料金併用制」かにより、下表のとおり設定される。(県有体育施設指定管理に係る料金制度の状況については、「表 4-2-1 スポーツ振興課所管施設に係る指定管理者制度の導入状況」を参照。)

表 4-2-3 指定管理料の設定 イメージ



(出典：県「指定管理者制度の運用に係るガイドライン」)

- ・「指定管理料制」

使用料は、県の歳入となる。指定管理料は、県が施設の管理に要する経費をもとに設定する。指定管理者が、管理に要する経費を指定管理者の経営努力の発揮により縮減した場合、縮減額は指定管理者の利益になる。

- ・「指定管理料・利用料金併用制」

利用料金は、指定管理者が収受する。指定管理料は、県が施設の管理に要する経費と利用料金をもとに設定する。指定管理者が、管理に要する経費を指定管理者の経営努力の発揮により縮減した場合、利用料金を指定管理者の経営努力の発揮により増加した場合、それぞれ縮減額と増加額は指定管理者の利益になる。

県は、指定管理者の公募に際し、指定管理期間の指定管理料を算定して債務負担行為を設定し、公募直前の県議会において予算案を提出する。

表 4-2-4 指定管理料に係る債務負担行為の設定

<p>5 債務負担行為の設定について</p> <p>指定管理者の指定を受けようとする団体が指定期間中の収支計画を立てた上で指定の申請を行うことができるようにするためには、公募前に債務負担行為を設定し指定管理料の上限額を示すことが必要である。</p> <p>このため、公募直前の議会において、債務負担行為を設定する予算案を提出するものとする。</p> <p>(以下略)</p>
--

(出典：県「指定管理者制度の運用に係るガイドライン」)

表 4-2-5 指定管理者の募集要項に基づく指定管理料の設定の例

<p>3 管理運営に要する経費等</p> <p>(1) 施設管理に係る委託料</p> <p>①●●●●●●●の管理の業務に要する経費に充てるため、県が支払うべき費用が生ずる場合、年度ごとに予算の範囲内で指定管理料を支払います。</p> <p>②指定期間の予算総額は●,●●●●,●●●●千円を限度とします。</p> <p>③指定管理料の額については、指定の告示後毎年度締結される年度協定書により定めます。</p>

(出典：県「指定管理者募集要項」を基に監査人が作成)

b 毎年の指定管理料の設定

県が毎年支払う指定管理料については、毎年度、県の予算の範囲内で指定管理者と年度協定を締結して、指定管理料を決定する。県は、応募の際の支出計画が債務負担行為額以内であれば、予算調整に当たって指定管理者の支出計画額を尊重するとされている。

表 4-2-6 毎年の指定管理料の設定（基本協定）

<p>(指定管理料)</p> <p>第 25 条 甲（県）は、本業務実施の対価として、毎年度、甲の予算の範囲内で、乙（指定管理者）に対して指定管理料を支払う。</p> <p>2 甲が乙に対して支払う年度ごとの指定管理料については、別途「年度協定」に定めるものとする。</p> <p>(以下略)</p>
--

(出典：県「指定管理者制度の運用に係るガイドライン」)

表 4-2-7 毎年の指定管理料の設定（留意事項）

<p>13 その他の留意事項について</p> <p>(1) 指定管理料の取扱い</p> <p>県が支払うべき管理の業務に係る費用については、毎年度、県の予算の範囲内で支払うものとするが（基本協定書例第 25 条第 1 項）、応募の際の支出計画が債務負担行為額以内であれば、予算調整に当たって指定管理者の支出計画額を尊重するものとする。</p> <p>（以下略）</p>
--

（出典：県「指定管理者制度の運用に係るガイドライン」）

直近 6 年間の各施設の指定管理料の推移は以下のとおりである。

表 4-2-8 県有体育施設の指定管理料（毎年）

（単位：千円）

施設名	前指定管理期間			現指定管理期間		
	H25d	H26d	H27d	H28d	H29d	H30d
県立体育館	46,750	49,086	49,086	48,828	48,828	48,828
向浜スポーツゾーン	313,464	333,430	333,891	330,509	330,509	330,509
県立新屋運動広場	13,200	13,375	13,375	13,590	13,550	13,550
県立総合射撃場	13,478	13,638	13,319	12,854	12,854	12,854
県立田沢湖スポーツセンター	25,872	28,220	28,246	28,246	28,232	28,232
県立武道館	72,580	78,936	78,936	78,936	78,936	74,936

（出典：指定管理者の事業報告を基に監査人が作成）

同一の指定管理期間内においても県の予算等により各年の指定管理料に差が生じていることがわかる。平成 26 年度は消費税率が 5%から 8%に上がったため、全施設で指定管理料が増加している。消費税相当額以外にも増加しており、その理由を県に確認したところ以下のとおり回答を得ている。

表 4-2-9 県有体育施設の指定管理料（H25d・H26d 比較）

（単位：千円）

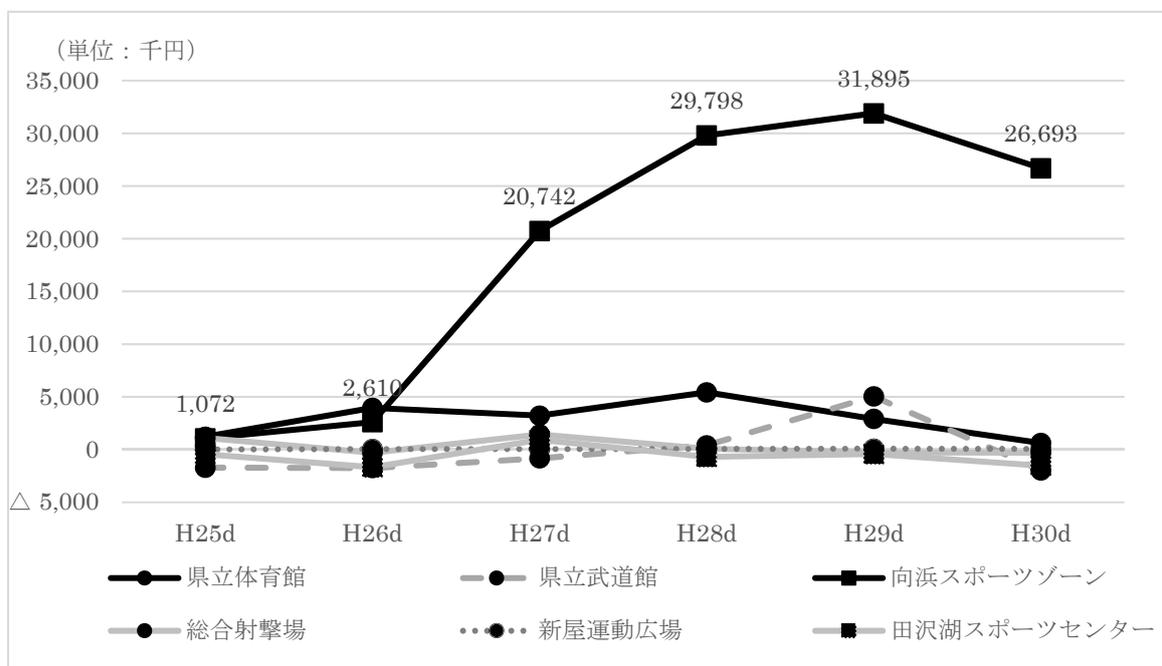
施設名	H26d の増減額			
		消費税相当	その他増減	増加理由 (県スポーツ振興課の説明)
県立体育館	2,336	1,336	1,000	電気料金の値上げ分
向浜スポーツゾーン	19,966	8,956	11,010	電気料金値上げ分、灯油高騰分
県立新屋運動広場	175	377	△202	-
県立総合射撃場	160	385	△225	-
県立田沢湖スポーツセンター	2,348	739	1,609	電気料金の値上げ分

（出典：指定管理者の事業報告を基に監査人が作成）

また、上記の指定管理料に基づき指定管理者が業務を行った結果、指定管理者の運営収支の推移は以下のとおりとなる。向浜スポーツゾーンにおいて指定管理者の運営

収支が平成 27 年度以降大きくプラスとなっていることからその要因を以降で分析する。

表 4-2-10 指定管理者の運営収支の推移（再掲）



（出典：スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成）

② 向浜スポーツゾーンの指定管理者運営収支の分析

ア 向浜スポーツゾーンの燃料費予実分析

向浜スポーツゾーンは、県立スケート場、県立野球場、県立向浜動広場、県立総合プールで構成され、県立総合プールは屋内温水プールとして通年利用可能となっている。そのため指定管理者の支出のうち光熱水費・燃料費の占める割合が約 4 割と大きくなっている点が特徴的である。

ここで県立総合プールの燃料費に着目して、指定管理者の運営収支を分析する。

現指定管理期間（平成 28 年度～令和 2 年度）の指定管理料の設定において県は、県立総合プールの燃料費について灯油の予定単価、予定使用量をもとに年間で 47,840 千円（※）と見込んでいた。

（※） 灯油予定単価 92 円×予定使用量 520,000L＝燃料費（予定）47,840 千円

灯油予定単価、予定使用量に対する実績単価、実績使用量は以下のとおりである。

表 4-2-11 燃料費 県立総合プールの単価差異・数量差異

	単価・数量等	現指定管理期間 (H28d-R2d)		
		H28d	H29d	H30d
①	予定単価 (円)	92.00		
②	実績単価 (円)	50.36	66.48	72.68
③	予定使用量 (L)	520,000		
④	実績使用量 (L)	408,000	398,000	344,000
⑤=①×③	予定燃料費 (千円)	47,840		
⑥=②×④	実績燃料費 (千円)	20,548	26,457	25,001
⑦=⑤-⑥	燃料費予実差 (千円)	27,291	21,382	22,838
(①-②)×④	単価差異 (千円)	16,987	10,158	6,646
①×(③-④)	数量差異 (千円)	10,304	11,224	16,192

(出典：スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成)

表 4-2-12 単価差異・数量差異 イメージ図 (H30d 分)

予定単価 92.00 円 実績単価 72.68 円	単価差異 $(92.00\text{円} - 72.68\text{円}) \times 344,000\text{L}$ $= 6,646\text{千円}$	数量差異 $(520,000\text{L} - 344,000\text{L})$ $\times 92.00\text{円} = 16,192\text{千円}$
	実績燃料費 $72.68\text{円} \times 344,000\text{L} = 25,001\text{千円}$	
	実績使用量 344,000L	予定使用量 520,000L

(出典：スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成)

平成 28 年度からの現指定管理期間において灯油単価は 92 円を見込んでいたが、実際には 50 円から 72 円の間で推移した。

また、灯油使用量についても 520,000L を見込んでいたが、実際には 344,000L から 408,000L の間で推移した。すなわち、指定管理者は燃料費見合いとして県が算定した予定単価、予定使用量に基づき年間で 47,840 千円の指定管理料を収入とする一方で、燃料費の実際の支出額は実績単価、実績使用量ともに予定を下回ったため、20,548 千円から 26,457 千円にとどまり、プラスの収支差が 27,291 千円から 21,382 千円生じている。

この 3 年間で、燃料費の減少を理由とした指定管理料の減額は行われていない。一方

で先述のとおり、県は、前指定管理期間において電気料金値上げ、灯油高騰分として平成 26 年度に指定管理料を増額しており、料金単価の増加減少の各局面において指定管理料への反映のさせ方に相違が生じている。

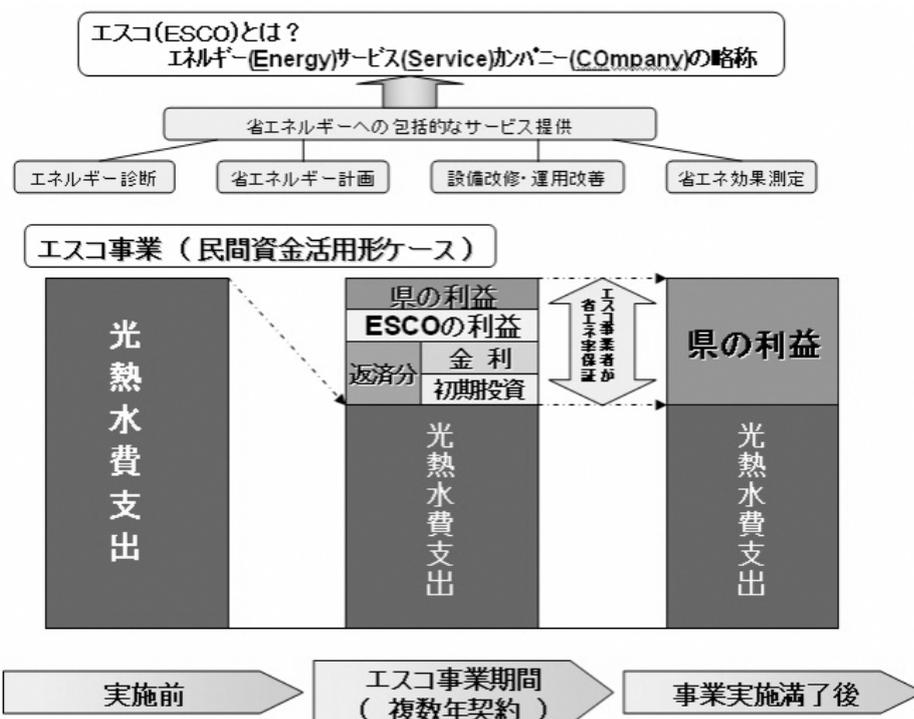
イ 県有建築物 ESCO（エスコ）推進事業

a ESCO 事業の概要

県立総合プールの燃料使用量が減少している要因として、ESCO 事業の導入が挙げられる。

ESCO 事業とは、県有の既存建築物の設備等へ民間資金や技術力を活用して、冷暖房機器を高効率の機器に換えるなどの省エネルギー化改修を行い、それによる光熱水費削減分で改修に係る経費を償還し、満了後にはその削減額が全て県の利益となる事業である。

表 4-2-13 県有建築物 ESCO（エスコ）推進事業の概要



（出典：県ウェブサイト）

県は、令和元年 11 月時点で以下の ESCO 事業を展開している。このうち、県有体育施設では県立総合プールにおいて導入されている。

- ・秋田ふるさと村 (ESCO 事業期間：平成 23 年度～令和 7 年度)
- ・県立総合プール (ESCO 事業期間：平成 24 年度～平成 30 年度)

- ※事業期間満了後、ESCO 事業用設備の所有権が県に移転して稼働中
- ・秋田県庁第二庁舎 (ESCO 事業期間：平成 26 年度～令和 4 年度)
 - ・秋田県老人福祉総合エリア (ESCO 事業期間：平成 29 年度～令和 3 年度)

b 県立総合プールの ESCO (エスコ) 推進事業

県の ESCO 事業費の計画は、以下のとおりである。

表 4-2-14 ESCO 事業費 (計画) の概要 (単位：千円)

	H23d 開始前	H24d 1 年目	H25～29d (毎年)	H30d 7 年目	合計
光熱水費	114,082	95,044	95,044	95,044	-
光熱水費等削減予定額	-	19,038	19,038	19,038	133,263
ESCO サービス料	-	15,045	15,045	15,045	105,318
県の予定利益	-	3,992	3,992	3,992	27,945

(出典：県「ESCO 事業費 (計画)」)

県が ESCO 事業を導入したことによる、ESCO 事業期間 (平成 24 年度から平成 30 年度まで) における、毎年の光熱水費等削減予定額は 19,038 千円である。県は ESCO 事業者に対して、ESCO サービス料を 15,045 千円支払い、差額の 3,992 千円が県の予定利益である。ESCO 事業者は、県から収受した ESCO サービス料と国の補助金を財源として、設備の初期投資、維持管理費、金利などを負担する。

ESCO 事業期間満了後は、ESCO 事業用設備の所有権が県に移転し、光熱水費等削減予定額から ESCO 事業用設備の維持管理費を控除した額が、県の利益になる。

県が集計した事業導入による光熱水費・燃料費の削減実績は、以下のとおりである。

表 4-2-15 ESCO 事業導入による光熱水費・燃料費の削減実績 (単位：千円)

種別	H24d	H25d	H26d	H27d	H28d	H29d	H30d	合計
削減電気料金	△484	△1,575	△1,889	△1,767	△1,584	△1,812	△1,742	△10,853
削減灯油料金	17,120	20,117	18,234	11,887	11,426	16,385	17,741	112,910
削減上下水料金	1,234	1,141	1,149	1,142	1,164	1,042	1,153	8,024
合計	17,870	19,683	17,495	11,262	11,006	15,615	17,152	110,082

(出典：スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成)

注：表中の「削減電気料金」の「△」は、電気料金の増加を表す

光熱水費・燃料費の削減実績は ESCO 事業期間累計で 110,082 千円である。県が負

担する ESCO サービス料は 105,318 千円であり、差額 4,764 千円が県の利益となる。

c ESCO 事業導入効果の指定管理料への反映

ESCO 事業が導入された県立総合プールを含む、向浜スポーツゾーンの指定管理料の推移は以下のとおりである。

表 4-2-16 向浜スポーツゾーンの指定管理料 (単位：千円)

前指定管理期間				現指定管理期間			
ESCO 事業導入前							
				導入後			
H23d	H24d	H25d	H26	H27d	H28d	H29d	H30d
330,494	313,985	313,464	333,430	333,891	330,509	330,509	330,509

(出典：指定管理者の事業報告書を基に監査人が作成)

向浜スポーツゾーンの指定管理料は、ESCO 事業導入前の平成 23 年度は 330,494 千円であるのに対して、導入後の平成 24 年度は 313,985 千円と 16,509 千円減少している。これは ESCO 事業契約内容における削減保証額 16,590 千円等を反映させたことによる。その後平成 26 年度においては前述のとおり、消費税率引上げ、電気料金値上げ、灯油高騰分として指定管理料が上げられている。

ESCO 事業導入後の現指定管理期間は、燃料費の予定使用量を 520,000L として指定管理料を設定しているが、実績使用量は平成 28 年度 408,000L、平成 29 年度 398,000L、平成 30 年度 344,000L と予定使用量を大きく下回っている。

ESCO 事業は県の投資による省エネルギー化改修工事であるため、省エネルギー化による使用量の削減効果は指定管理料の削減として県の利益とすべきである。指定管理料算定の基礎としている、燃料費予定使用量が ESCO 事業導入による燃料使用量削減分を十分に織り込んだ水準か再考の余地があると考えられる。

③ 指摘事項及び意見

ア 燃料単価等の変動による指定管理料への反映 (意見 07)

向浜スポーツゾーンの現指定管理期間の指定管理料は各年 330,509 千円であるが指定管理者の運営収支は平成 28 年度 29,798 千円、平成 29 年度 31,895 千円、平成 30 年度 26,693 千円と大きくプラスとなっている。この主な要因は以下の 2 点である。

県は向浜スポーツゾーンを構成する県立総合プール燃料費について施設の管理に要する経費として予定単価を 92 円/L、予定使用量を 520,000L として年間で 47,840 千円と見込んでいた。しかしながら、実績単価は 50 円から 72 円の間で推移し、実績使用量

も 344,000L から 408,000L の間で推移した。

すなわち、指定管理者は燃料費見合いとして県が算定した予定単価、予定使用量に基づき年間で 47,840 千円の指定管理料を収入とする一方で、実績単価が予定単価を下回ったこと、実績使用量が予定使用量を下回ったことの 2 点により燃料費の実際の支出額は 20,548 千円から 26,457 千円にとどまり、プラスの収支差が 27,291 千円から 21,382 千円生じている。

指定管理者制度では、指定管理者が経営努力の発揮により管理に要する経費を縮減した場合、縮減額は指定管理者の利益になる。しかし燃料費の減少額のうち、実績単価が予定単価を下回ったプラスの単価差異については主に予定単価設定時と比較した原油安の影響であり、指定管理者の経営努力によるものではないと思われるが、県は指定管理料を減額しておらず、指定管理者の利益になっている。

県では、指定管理期間の価格変動リスクは、特別な事情が生じた場合を除き、指定管理者が負う制度設計となっているが、県は、前指定管理期間中の平成 26 年度に消費税率引上げのほか、電気料金値上げ分、灯油高騰分を理由として指定管理料を増額している。

県は、燃料単価等の増減により施設の管理に要する経費が増減した場合の指定管理料への反映の在り方について、検討されたい。

イ 省エネルギー化改修工事効果の指定管理料への反映（意見 08）

県は、県立総合プールに平成 24 年度から ESCO 事業を導入している。ESCO 事業とは、県有の既存建築物の設備等へ民間資金や技術力を活用して、冷暖房機器を高効率の機器に換えるなどの省エネルギー化改修を行い、それによる光熱水費削減分で改修に係る経費を償還し、満了後にはその削減額が全て県の利益となる事業である。

ESCO 事業導入後の現指定管理期間は、燃料費の予定使用量を 520,000L として指定管理料を設定しているが、実績使用量は平成 28 年度 408,000L、平成 29 年度 398,000L、平成 30 年度 344,000L と予定使用量を大きく下回っている。

ESCO 事業は県の投資による省エネルギー化改修工事であるため、省エネルギー化による使用量の削減効果は指定管理料の削減として県の利益とすべきである。県は、県立総合プールの指定管理料算定の基礎としている燃料費予定使用量について、ESCO 事業導入による燃料使用量削減効果を十分に織り込んだ水準か今一度検討されたい。

④ 県立田沢湖スポーツセンターの食堂運営業務

ア 県立田沢湖スポーツセンターの設置目的と指定管理者の業務範囲

県立田沢湖スポーツセンターは、秋田県立田沢湖スポーツセンター条例（以下「スポーツセンター条例」という。）に基づき、設置されており、設置目的は以下のとおりである。

表 4-2-17 スポーツセンター条例第 1 条（抜粋）

（設置）

第 1 条 スポーツの普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため、秋田県立田沢湖スポーツセンター（略）設置する。

（出典：「秋田県立田沢湖スポーツセンター条例」）

県立田沢湖スポーツセンターは、県が指定管理者制度を導入している県有体育施設で唯一宿泊可能な施設となっており、田沢湖高原リフト（株）が指定管理者としてスポーツセンター条例第 8 条の業務を行っている。

表 4-2-18 スポーツセンター条例第 8 条（抜粋）

（指定管理者の業務）

第 8 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- 二 施設及び設備の維持管理に関する業務
- 三 センターの利用を通じたスポーツの普及振興に関する業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、センターの管理に関し知事が必要と認める業務

（出典：「秋田県立田沢湖スポーツセンター条例」）

県立田沢湖スポーツセンターの利用者は宿泊にもなって食堂で食事をとるが、指定管理業務の仕様書において「食堂は行政財産目的外使用許可¹¹により、指定管理者が一体的に運営すること」と定めている。すなわち、食堂運営業務は、スポーツセンター条例第 1 条の施設の設置目的を直接的に達成する業務でないことから、指定管理業務の範囲外としているが、指定管理者に対して、仕様書上、行政財産目的外使用許可により、食堂運営業務を指定管理業務とあわせて一体的に行うことを求めている。

¹¹ 県は指定管理者からの行政財産使用許可申請に基づき、行政財産の用途又は目的を妨げない限度において、行政財産使用許可をしている（財務規則第 329 条）。

また、指定管理者は、行政財産使用許可申請の際、県へ過去 3 年分の比較損益計算書を提出している。

表 4-2-19 仕様書（抜粋）

13 業務を実施するにあたっての注意事項

業務を実施するにあたっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

- (8) 食堂は行政財産目的外使用許可により、指定管理者が一体的に運営すること。
- (9) 食堂の食器類、調理器具類は被使用許可者が準備すること。

（出典：「秋田県田沢湖スポーツセンター管理業務仕様書」）

イ 県立田沢湖スポーツセンターの宿泊料金

県立田沢湖スポーツセンターは、指定管理料・利用料金併用制で運営されており、知事の承認を受けて利用料金を定めている（スポーツセンター条例第 11 条）。指定管理者は、県立田沢湖スポーツセンターの利用者から利用料金を自己の収入として収受する（スポーツセンター条例第 10 条）。

表 4-2-20 スポーツセンター条例第 10 条、第 11 条（抜粋）

（利用料金の収受）

第 10 条 第 7 条の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者は、センターを使用する者から利用料金を自己の収入として収受するものとする。（以下略）

（利用料金の承認）

第 11 条 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。（以下略）

（出典：「秋田県立田沢湖スポーツセンター条例」）

ここでスポーツセンター条例のいう利用料金とは食事代を含まない宿泊料金であり、食事代は食堂運営業務が指定管理業務の範囲外であることから、指定管理者により料金設定されている。

県立田沢湖スポーツセンターの宿泊料金は以下のとおりである。

表 4-2-21 県立田沢湖スポーツセンターの宿泊料金

区分	時期	宿泊料金 (食事代なし)	宿泊料金 (食事代込み)
小学生	夏季	1,830 円	3,940 円
	冬季	2,220 円	4,330 円
中学生	夏季	1,830 円	4,980 円
	冬季	2,220 円	5,370 円
高校生	夏季	2,260 円	5,410 円
	冬季	2,650 円	5,800 円
大学生	夏季	2,580 円	5,730 円
	冬季	2,970 円	6,120 円
一般	夏季	2,900 円	6,050 円
	冬季	3,290 円	6,440 円

(出典：県立田沢湖スポーツセンターのウェブサイトを基に監査人が作成)

ウ 食堂運營業務を含めた収支状況

県立田沢湖スポーツセンターにおける指定管理業務収支は平成 27 年度を除き、赤字であるが、食堂運營業務収支は、平成 30 年度を含む過去 5 年間ですべて黒字となっている。

現在、県は県立田沢湖スポーツセンターの指定管理者に対し、食堂施設の行政財産目的の外使用を許可する際に、過去 3 年分の損益計算書を入手しているものの、指定管理業務の範囲外のため指定管理料業務と合わせた合算収支は把握していない。また、食堂運營業務は指定管理業務外のため、指定管理者は食堂運營業務の収支を県への指定管理業務の収支報告に含めていない。

以下は、県立田沢湖スポーツセンターにおける指定管理業務収支、食堂運營業務収支及び合算収支（＝指定管理業務収支＋食堂運營業務収支）である。

表 4-2-22 指定管理業務収支¹² (単位：千円)

	H26d	H27d	H28d	H29d	H30d
収入合計	76,340	80,446	72,155	74,280	74,984
支出合計	78,012	79,522	72,844	74,699	76,507
収支差額	△1,671	924	△688	△419	△1,523
収支差率	△2.2%	1.1%	△1.0%	△0.6%	△2.0%

食堂運營業務収支¹³ (単位：千円)

	H26d	H27d	H28d	H29d	H30d
収入合計	56,040	55,985	48,758	54,434	55,709
支出合計	37,020	38,043	35,505	37,491	40,392
収支差額	19,020	17,941	13,253	16,942	15,316
収支差率	33.9%	32.0%	27.2%	31.1%	27.5%

(出典：田沢湖高原リフト(株)の損益計算書を基に監査人が作成)

収入合計＝売上高＋営業外収益

支出合計＝売上原価＋販売費及び一般管理費＋営業外費用

収支差額＝経常利益

¹² 指定管理業務収支は、4月1日から3月31日までの期間で作成され、現金収支をベースとして算出されている。

¹³ 田沢湖高原リフト(株)の決算期は5月決算であり、入手した食堂運營業務にかかる試算表は6月1日から5月31日までの期間で作成され、現金収支に未収未払等を加味した発生主義で算出されている。

合算収支¹⁴

(単位：千円)

	H26d	H27d	H28d	H29d	H30d
収入合計	132,381	136,431	120,914	128,714	130,693
支出合計	115,032	117,565	108,349	112,190	116,899
収支差額	17,348	18,865	12,564	16,523	13,793
収支差率	13.1%	13.8%	10.4%	12.8%	10.6%

上表のとおり、指定管理業務のみでは赤字（平成 27 年度を除く）であるが、平成 26 年度から平成 30 年度までの食堂運営業務における収支差額は、13,253 千円から 19,020 千円の黒字で推移しており、指定管理業務収支と食堂運営業務収支の合算収支では、12,564 千円から 18,865 千円の黒字で推移している。

エ 指摘事項及び意見

a 県立田沢湖スポーツセンターの食堂運営業務の取扱い（意見 09）

県立田沢湖スポーツセンターは、指定管理料・利用料金併用制で、その施設及び設備の維持管理、スポーツ普及振興等の業務（指定管理業務）を指定管理者が行っている。また、指定管理者に施設内の食堂に関して行政財産目的外使用を許可した上で、食堂運営業務を加えた一体運営を行わせている。

指定管理者の過去 5 年間（平成 26 年度～平成 30 年度）の収支は、指定管理業務は平成 27 年度を除きいずれの年度も支出超過（赤字）であるが、食堂運営業務はいずれの年度も収入超過（黒字）である。指定管理業務及び食堂運営業務の合算収支は、12,564 千円から 18,865 千円の黒字で推移している。

これは、指定管理者が一体的な管理運営を行う中で、指定管理業務について、その目的を達成するため正社員を主体に人員配置するなど経営資源の重点化を図っていること、食堂運営業務について、食材の調達やメニューの提供方法など効率性を重視した運営に努めていることなどが反映されたものと考えられる。

県は、県立田沢湖スポーツセンターの一体運営の業務運営形態を踏まえ、なお一層、収支の現状の把握、分析に努め、指定管理料や利用者サービスの在り方等について検討されたい。

なお、検討に際しては指定管理者の創意工夫、経営努力へのインセンティブを損なうことのないように十分に留意する必要がある。

¹⁴ 指定管理業務収支は収入及び支出の現金収支であるが、食堂運営業務損益は収益及び費用の損益計算である。食堂運営業務損益の非現金支出費用項目は限定的、金額僅少と判断し、食堂運営業務損益を食堂運営業務収支としている。

(2) 施設利用

① 施設の予約方法

ア 予約方法

近年では、インターネットが広く普及し、多くの利用者がインターネットを活用し、様々な予約を行っている状況が見受けられる。

都道府県立の体育施設についても、インターネット予約を導入している施設があり、一般的に予約を行う際、インターネットの場合は、いつでも予約が可能であり、空いている日時が分かるなどのメリットがある。

一方、紙による予約の場合は、申込書（紙）（以下「申込書」という。）をパソコンから印刷できなければ、現地に赴き申込書を直接入手する、もしくは申込書を郵送してもらう必要がある。また、予約について、申込書の提出が必要な場合は、現地に赴き直接提出する、FAXで提出するまたは郵送する必要がある。加えて、土日祝日等は受け付けていない場合もある。

このようにインターネットの予約に比べて、申込書を利用した予約は、利便性が低いといえる。

イ 県有体育施設のインターネット予約の導入状況

県有体育施設のうち、県立田沢湖スポーツセンターについては宿泊予約のみ、インターネット予約を導入している。

一方、他の県有体育施設では、申込書の提出もしくは電話で予約を行うため、インターネットを活用した予約は行われていない。

ウ 県内の自治体の施設の予約方法

県内の自治体の一例として、秋田市では、インターネットを利用した予約システムが導入されている。

表 4-2-23 秋田市 公共施設案内・予約システム 施設一覧

The screenshot shows the website interface for the Aomori City Public Facility Reservation System. At the top, there is a navigation bar with the title "秋田市 公共施設案内・予約システム" and a "お気に入り" (Favorites) button. Below the navigation bar are several menu items: "施設予約トップ", "施設案内・予約", "予約の確認", "申請書ダウンロード", and "利用の手引き". A breadcrumb trail indicates the current path: "検索方法の指定" → "施設の選択" → "利用日の選択" → "予約カゴに登録". Below the breadcrumb trail, there is a prompt: "◇ 施設を選択してください。". The main content area is titled "施設一覧" (Facility List) and contains a table with 9 rows. Each row lists a facility name and an "Info" icon.

施設一覧	
光沼近隣公園テニスコート	Info
一つ森公園(コミュニティ体育館)	Info
一つ森公園(テニスコート)	Info
雄和体育館	Info
雄和花の森テニスコート	Info
雄和南体育館	Info
河辺体育館	Info
北野田公園アリーナ	Info
北野田公園テニスコート	Info

(出典：秋田市公共施設案内・予約システムのウェブサイト)

秋田市の「公共施設案内・予約システム」は、施設一覧から利用したい施設を選べるようになっている。そして、利用したい施設を選ぶと次に利用したい利用日を選択でき、利用日を選択後、利用したい時間を指定できるようになっている。下表は、秋田市所管の「雄和南体育館」を例示している。

表 4-2-24 秋田市 公共施設案内・予約システム 利用日

The screenshot shows the 'Date Selection' step of the reservation process. The facility selected is '雄和南体育館' (Yūwa Nan Sports Center). The current date is '令和 1年12月15日(日)' (December 15, 2019, Sunday). A calendar view shows the availability for the week of Dec 15-21. The 15th is marked as '1日空き' (1 day available), and the 16th-21st are marked as '一部空き' (partially available). A legend at the bottom explains the symbols: a circle for 1 day available, a triangle for partially available, a cross for no availability, a square for closed, a circle with a slash for out of reservation period, and a calendar icon for the calendar view.

(出典：秋田市公共施設案内・予約システムのウェブサイト)

表 4-2-25 秋田市 公共施設案内・予約システム 利用時間

The screenshot shows the 'Time Selection' step of the reservation process. The facility selected is '雄和南体育館' (Yūwa Nan Sports Center). The current date is '令和 1年12月17日(火)' (December 17, 2019, Tuesday). A table lists available time slots from 9:00 to 21:00. The 11:00-12:00 slot is selected with a checkmark. A legend at the bottom explains the symbols: a circle for 1 day available, a triangle for partially available, a cross for no availability, a square for closed, a circle with a slash for out of reservation period, and a calendar icon for the calendar view.

(出典：秋田市公共施設案内・予約システムのウェブサイト)

前項のように秋田市は、公共施設案内・予約システムを整備し、インターネットを活用した予約に取り組んでいる。

エ 指摘事項及び意見

a 県有体育施設の予約方法（意見 10）

現状、県有体育施設のうち、県立田沢湖スポーツセンターのみがインターネット予約を導入しており、他の県有体育施設では、申込書の提出もしくは電話で予約を行うこととなる。

他の県有体育施設では、指定の申込書に必要事項を記入し、各施設の受付窓口に出す必要がある。申込書の提出による予約方法は、利用者から利便性が低いとの意見が出ている。

予約方法の利便性を向上するため、インターネットを活用した予約システムの導入が考えられる。例えば、秋田市の「公共施設案内・予約システム」は、利用者が利用したい施設を選択し、利用日、利用時間をインターネット上で選べるシステムを導入している。

施設の予約方法の利便性が向上することにより、県民の施設利用が増加し、県民のスポーツ活動促進が期待される。県は、県民のスポーツ活動促進のため、インターネットを活用した予約システムの導入を検討されたい。

② 使用料の減免制度

ア 使用料における減免制度の概要

a 使用料及び使用料の減免とは

使用料とは、行政財産の使用又は公の施設の利用について、地方公共団体が使用者から徴取することができる対価をいう（地方自治法第 225 条）。また、使用料の減免とは、使用料の一部を減額又は全額を免除することをいう。

b スポーツ振興課における使用料の減免制度

スポーツ振興課で所管している県有体育施設は以下のとおり各県有体育施設で定められている条例に基づき、使用料の減免が認められている。

表 4-2-26 県有体育施設の使用料等の減免に関する条例

県有体育施設	使用料等の減免に関する条例
県立体育館	秋田県立体育館条例第 6 条
県立スケート場	秋田県立スケート場条例第 6 条
県立野球場	秋田県立野球場条例第 6 条
県立向浜運動広場 県立新屋運動広場	秋田県立運動広場条例第 7 条
県立総合プール	秋田県立総合プール条例第 5 条
県立総合射撃場	秋田県立総合射撃場条例第 5 条
県立田沢湖スポーツセンター（※）	秋田県立田沢湖スポーツセンター条例第 5 条、第 12 条
県立武道館	秋田県立武道館条例第 5 条
スポーツ科学センター	秋田県スポーツ科学センター条例第 6 条
（※）利用料金併用制を採用	

（出典：各県有体育施設の設置根拠条例を基に監査人が作成）

使用料の減免を受けるときは、すべての県有体育施設で「知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。」と各施設の条例に規定されているため、知事の承認を得る必要がある。

また、各施設の条例の他、使用料の減免に関する規定は、「スポーツに関する施設の管理に関する規則」及び「体育施設の使用料等減免内規」があり、使用料の減免に関する箇所を抜粋・要約すると下記のとおりである。

なお、「表 4-2-27」は県立体育館の減免に関する規定であるが、同規則において他の県有体育施設も同様に規定されている。

表 4-2-27 スポーツに関する施設の管理に関する規則（抜粋）

<p>(使用料の減免の申請)</p> <p>第 5 条 条例（略）の規定による使用料の減免を受けようとする者は、知事の定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。</p>
--

(出典：県「スポーツに関する施設の管理に関する規則」)

使用者は、使用料の減免を受けようとする場合、申請書を知事へ提出する必要がある。当該申請書は、使用者が直接、知事へ提出する場合と、指定管理者を通じて知事へ提出する場合がある。なお、使用者が直接、知事へ提出する場合には、減免の結果を共有するため、県から指定管理者に対して減免の結果を通知している。

表 4-2-28 使用料の減免を受ける際の申請フロー

使用者が知事へ直接提出する場合	使用者が指定管理者を通じて知事へ提出する場合
<p>使用者が申請書を作成し、知事に提出</p> <p>↓</p> <p>県が申請書を審査し結果を使用者に通知し、併せて指定管理者に結果を通知</p>	<p>使用者が申請書を作成し、指定管理者に提出</p> <p>↓</p> <p>指定管理者が知事に申請書を提出</p> <p>↓</p> <p>県が申請書を審査し結果を指定管理者に通知</p> <p>↓</p> <p>指定管理者が使用者に結果を通知</p>

(出典：スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成)

表 4-2-29 体育施設の使用料等減免内規（要約）

使用料を減免する場合	減免額
(1) 日本体育協会等に加盟している団体が主催する大会等	全額
(2) 県及び教育委員会が主催する大会等	全額
(3) 県内の幼稚園から高校及び特別支援学校が教育のために使用する 場合	全額
(4) 障害者で手帳の交付を受けている者及びその介護者	全額
(5) 県及び教育委員会が施策実施のために必要とする事業（例：ふるさと納税に係るウェルカムサービス等）	全額
(6) 県内を本拠地とするプロスポーツチーム等が試合会場として使用する 場合	営利目的外 1/2 営利目的 3/4
(7) 国民体育大会に出場する選手が競技団体主催の強化練習で使用する 場合	全額
(8) 日本オリンピック委員会が「JOC・秋田県パートナー協定書」に規定された諸事業のために使用する 場合	全額
(9) 秋田市立体育館で大会等を開催した団体が、秋田ノーザンハピネットのホームアリーナが秋田市立体育館になることに伴い、代替施設として県有体育施設を使用する 場合	秋田市立体育館を使用するとした場合の使用料を超える部分
(10) 上記のほか、スポーツ振興課長が特に必要と認める場合 ①全国大会等を上回る世界大会等で使用する場合で入場料を徴しないか、特に地域振興に寄与する大会の場合 ②プロの試合で県内のスポーツ振興に特に寄与する取組を行う場合 ③県内を本拠地とするプロスポーツチーム等の選手が個人トレーニングのため、スポーツ科学センター又は県立総合プールを使用する 場合 ④県内を本拠地とするプロスポーツチーム等が団体練習で県立新屋運動広場を使用する 場合 ⑤県体協加盟の競技団体へ登録している選手が夏期に県立スケート場で練習する 場合 ⑥オリンピック、パラリンピック及びワールドカップ等の国際大会へ日本代表選手として選出された本県出身選手が県有体育施設で個人の強化練習を行う 場合 ⑦その他特例的にスポーツ振興課長がスポーツ振興に寄与すると認めた 場合	全額又は 1/2

（出典：県「体育施設の使用料等減免内規」を基に監査人が作成）

県有体育施設の使用料の減免をする場合は、「体育施設の使用料等減免内規」に定められている。上表に該当する場合には、使用料の一部を減額又は全額の免除を受けることができる。

c 県有体育施設の減免の周知状況

県有体育施設を有効に活用する観点からは、できる限り県民に対して減免制度の内容に関する周知を行い、県有体育施設の利活用促進を図るべきである。

監査人が、県及び指定管理者のホームページを閲覧し、減免の周知状況を確認したところ、県立新屋運動広場、県立田沢湖スポーツセンター、スポーツ科学センターでは、減免の周知がなされていなかった。

一方、当該3施設以外は、「表 4-2-29 体育施設の使用料等減免内規（要約）」に記載の（4）障害者で手帳の交付を受けている者及びその介護者、に関しては、指定管理者のホームページ上で減免の周知がなされていた。

しかし（4）を除き、県及び指定管理者のホームページ上で減免の周知を確認することはできなかった。

イ スポーツ振興課における使用料の状況

a 平成 30 年度の歳入合計に対する使用料の比率

スポーツ振興課の平成 30 年度における歳入合計に対する使用料の比率は以下のとおり 10.2%であった。

表 4-2-30 歳入合計に対する使用料の比率

		H30d
使用料 (①)	(千円)	114,592
歳入合計 (②)	(千円)	1,126,392
使用料比率 (① / ②)		10.2%

(出典：スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成)

b 平成 30 年度における県有体育施設毎の使用料内訳

平成 30 年度のスポーツ振興課所管における県有体育施設毎の使用料内訳は以下のとおりである。

表 4-2-31 県有体育施設毎の使用料内訳 (単位：千円)

県有体育施設	減免前使用料	減免後使用料	減免額
県立体育館	19,531	14,319	5,211
県立スケート場	38,389	37,957	431
県立野球場	6,761	6,323	438
向浜運動広場	2,784	2,764	20
県立総合プール	31,429	25,506	5,923
県立新屋運動広場	972	761	211
県立総合射撃場	519	519	—
県立武道館	19,531	14,418	5,113
スポーツ科学センター	8,930	8,778	152
スポーツ振興課 (行政財産目的外使用料)	3,243	3,243	—
合計	132,095	114,592	17,503

(出典：スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成)

上表のとおり、使用料では、県立スケート場と県立総合プールで使用料全体の半分以上を占めている。

ウ 使用料の減免に関する検証と結果

使用者は、使用料の減免を受けようとする場合、申請書を知事へ提出する必要がある（スポーツに関する施設の管理に関する規則）。当該申請書は、使用者が直接、知事へ提出する場合と指定管理者を通じて知事へ提出する場合がある。

監査人は、使用料の減免に関する申請手続が適正か否かをサンプルで検証を行った結果、県立新屋運動広場において、使用料の減免を受けようとする者が、知事に減免申請をしていないにも関わらず、指定管理者の判断で使用料を減免している事案が確認された。

表 4-2-32 減免申請手続に基づく減免及び基づかない減免（県立新屋運動広場）

（単位：千円）

	使用料 (減免前)	使用料 (減免後)	減免額	減免額の内、 知事へ申請さ れた額	減免額の内、 知事へ申請され なかった額
平成 29 年度	1,005	709	296	—	296
平成 30 年度	972	761	211	—	211

（出典：スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成）

エ 指摘事項及び意見

a 使用料の減免申請漏れ（指摘事項 01）

県有体育施設において使用料の減免を受けようとする者は、施設条例等の定めるところにより、知事に減免申請を行い、承認を受ける必要がある。

しかし、県立新屋運動広場において使用料の減免を受けようとする者が、知事に減免申請をしていないにも関わらず、指定管理者の判断で使用料を減免している事案があった。減免申請手続に基づかない減免は下表のとおりである。

表 4-2-33 減免申請手続に基づかない減免（単位：千円）

	知事へ申請されなかった額
平成 29 年度	296
平成 30 年度	211

（出典：スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成）

県は、指定管理者に対して、使用料の減免申請手続の順守を指導する必要がある。

b 県有体育施設の使用料の減免に関する周知（意見 11）

県は、スポーツ振興のため県有体育施設の使用料の減免制度を設け、申請に応じて、利用者の使用料負担を軽減している。減免対象者は使用料の全額から 1/2 の減免を受けることができる。

県及び指定管理者のホームページにおいて減免制度の周知状況を確認したところ、県立新屋運動広場、県立田沢湖スポーツセンター、スポーツ科学センターの 3 施設において減免制度についての周知がされておらず、他の施設においても障害者及びその介護者に対する減免制度のみの周知にとどまっている。

県は、県有体育施設の利用促進、スポーツ振興のために、使用料の減免制度に関する情報（対象者、申請手続、減免額等）を広く周知されたい。

③ 県立総合プールの定期券区分

ア 県立総合プールの定期券区分

県立総合プールについては 1 日単位での利用、プール・コースの貸切利用のほかに、1 年間有効の定期券による利用区分が設けられている。この定期券については競技者・スポーツクラブ・健康づくりそれぞれの目的により料金設定がなされている。

ここでスポーツクラブ定期券については、知事が認めた 4 つのクラブの会員が使用できるが、実務上県立総合プールの窓口で「アクアティックスポーツクラブ」に入会すれば誰でも使用できる運用となっていた。アクアティックスポーツクラブについては県立総合プールのオープン直後の平成 14 年にプールの利用促進を図るために組織として立ち上がったものの、平成 21 年頃からは活動休止の状態にあり現在に至るとのことである。

表 4-2-34 県立総合プールの定期券区分・料金（秋田県立総合プール条例）

<p>(使用料の徴収)</p> <p>第四条 プールを使用する者から、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。</p> <p>2 使用料は、プールを使用させるときに徴収する。ただし、回数券及び定期券による使用料については、これらを発行する際徴収する。</p> <p>3 前項本文の規定にかかわらず、知事は、特別の理由があると認める者については、使用料を後納させることができる。</p> <p>別表（第四条関係）</p> <p>一 個人が使用する場合の施設使用料</p>
--

区分	使用料の額			
	水泳教室として 使用する場合	上記以外に使用 する場合	回数券（六回 券）	定期券（有効期 間一年）
小学校児童及 び中学校生徒	110 円	220 円	1,110 円	一人につき 27,500 円を超え ない範囲にお いて規則で定め る額
高等学校生徒 並びに高等専 門学校及び大 学の学生	200 円	390 円	1,940 円	
一般	280 円	550 円	2,770 円	

(出典：「秋田県立総合プール条例」)

表 4-2-35 県立総合プールの定期券区分・料金（スポーツに関する施設の管理に関する規則）

別表（第四十条関係）			
一 条例別表第一号の表の規則で定める額			
区分	競技者に係る定期券	スポーツクラブに係る定 期券	健康づくりに係る定 期券
小学校児童及び中 学校生徒	4,400 円	8,800 円	12,300 円
高等学校生徒並び に高等専門学校及 び大学の学生	7,600 円	15,200 円	
一般	11,000 円	22,000 円	
備考			
一 この表において「競技者」とは、秋田県水泳連盟が指定する指導者及び強化選手で トレーニングのためにプールを使用する者と知事が認めたものをいう。			

二 この表において「スポーツクラブ」とは、プールを拠点として活動するスポーツクラブと知事が認めたものをいう。

三 第四十条第一項の規定によるほか、健康づくりに係る定期券によるプールの使用は、日曜日、土曜日及び休日を除く開場日の午前十時から午後四時までの間に限る。

(出典：県「スポーツに関する施設の管理に関する規則」)

イ 指摘事項及び意見

a 県立総合プールの定期券区分（意見 12）

県立総合プールについては1日単位での利用、プール・コースの貸切利用のほかに、1年間有効の定期券による利用区分が設けられている。この定期券については競技者・スポーツクラブ・健康づくりそれぞれの目的により料金設定がなされている。

競技者	秋田県水泳連盟が指定する指導者、強化選手が使用できる
スポーツクラブ	スポーツクラブとして知事が認めたクラブの会員が使用できる
健康づくり	土・日・休日を除く午前10時から午後4時までに限って使用できる

スポーツクラブ定期券は、知事が認めたプールを拠点として活動するスポーツクラブの会員が使用できるが、クラブ会員でない者でも、定期券購入時に県立総合プールの窓口で「アクアティックスポーツクラブ」の会員申込書に記入を行えば誰でもスポーツクラブ定期券を購入できる。

アクアティックスポーツクラブは、県立総合プールのオープン直後の平成14年にプールの利用促進を図るために設立されたが、平成21年以降、当該スポーツクラブは活動休止状態とのことである。

県立総合プールの定期券の利用区分に、いわゆる「一般利用」の区分が設定されていないため、実務上、このような運用となっていると考えられる。

県は、定期券購入を希望する一般利用者に対し、活動実態が認められないスポーツクラブへの形式上の加入手続きを経て定期券を発行する実務運用を改めるよう制度を見直されたい。

(3) 資金管理

① 指定管理者による使用料徴収業務

指定管理者制度の運用にあたっては、地方自治法第 244 条の 2 の規定により、指定管理者が施設の使用に係る料金を収入として収受できる「利用料金制度」を導入することができる。利用料金制度は、施設の管理運営にあたり、指定管理者の自主的な経営努力を発揮しやすくし、また、地方公共団体及び指定管理者の会計事務の効率化を図る観点から設けられたものであり、指定管理者が条例に基づく利用料金の枠組みの中で裁量を発揮し、より効果的かつ効率的なサービス提供を行うことができるようにするものである。

また、利用料金制度には指定管理者が管理運営のために必要な経費を、全て利用料金で賄う方法（完全利用料金制）と、利用料金と地方公共団体からの指定管理料で賄う方法（指定管理料・利用料金併用制）があり、県有体育施設で利用料金制度を導入しているのは県立田沢湖スポーツセンターのみ（指定管理料・利用料金併用制）である。

使用料による県の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、指定管理者にその徴収又は収納の事務を委託することができる（地方自治法施行令第 158 条第 1 項）。

そして、県は、県有体育施設に関して、指定管理者に対し、使用料による歳入の徴収の事務を委託することができるとしている（財務規則第 72 条第 1 項第 1 号）。

指定管理者に使用料徴収業務を委託する場合、以下ア～ウの手続きを実施する必要がある。しかしながら、指定管理者による計算報告に関する手続（以下ウの手続き）で、指定管理者から県への徴収計算書及び関係証拠書類の提出と、県による当該書類の確認が行われていなかった。

ア 指定管理者との使用料徴収業務委託契約の締結

県は、歳入の徴収又は収納事務を指定管理者に委託しようとするときは、委託を受けようとする指定管理者と契約を締結しなければならない。この場合において、県は、あらかじめ指定管理者の住所や氏名、歳入の種類等について出納機関と協議しなければならない（財務規則第 73 条第 1 項）。

イ 指定管理者による徴収業務に関する手続

「徴収」とは歳入を調定し、納入通知をし、収納する行為であり（秋田県会計事務マニュアル（6）ア）、徴収を委託された指定管理者は、県有体育施設使用料を徴収しようとするときは、これを調定し、徴収整理簿を記載し、納入義務者に対し納入の通知をしなければならない（財務規則第 74 条第 1 項）。

指定管理者は、県有体育施設使用料を収納したときは、利用者に対し現金領収印を押した領収書を交付するとともに直ちに現金出納簿に記載し、入金払込書に収納現金を添えて税外収入金取扱金融機関に払い込まなければならない。ただし、知事が必要があ

ると認めるときは、現金領収印を押した領収書に代えて、指定管理者である旨を明示した領収書を利用者に対し交付することができる（財務規則第 74 条第 2 項）。

ウ 指定管理者による計算報告

指定管理者は、契約の定めるところによりその徴収した歳入の内容を示すその月分の徴収計算書及び関係証拠書類を作成し、翌月 5 日（特別の理由があると認めるものについては、知事が指定する日）までに県に提出しなければならない（地方自治法施行令第 158 条第 3 項、財務規則第 76 条第 1 項、秋田県会計事務マニュアルⅡ A 11 (6) ウ）。

そして、県は、上記のとおり指定管理者から徴収計算書及び関係証拠書類の提出を受けたときは、その内容について確認し、徴収した歳入について調定しなければならない（財務規則第 76 条第 2 項）。

エ 指摘事項及び意見

a 使用料徴収業務に関する財務規則違反（指摘事項 02）

県は、指定管理者制度を採用している県立田沢湖スポーツセンター以外の県有体育施設において、指定管理者に使用料徴収業務を委託している。指定管理者は、県有体育施設の利用料金について、施設の利用者より徴収した歳入の内容を示す徴収計算書及び関係証拠書類を作成し、県に提出しなければならないが、県は、提出された徴収計算書及び関係証拠書類を確認しなければならない（財務規則第 76 条）。しかし、県は徴収計算書及び関係証拠書類を受領しておらず、その内容についても確認を行っていなかった。

県による徴収計算書及び関係証拠書類の確認が行われない場合、指定管理者が県有体育施設の利用者より徴収し、県に納入した歳入の正確性について確認することができない。

そのため、県は、指定管理者が県有体育施設の利用者より徴収し、県に納入した歳入の正確性について確認するため、指定管理者に対して徴収計算書及び関係証拠書類の提出を求め、提出された徴収計算書及び関係証拠書類を確認する必要がある。

(4) 物品管理

① 指定管理者が県から借り受けた物品の管理

県は、指定管理者が指定管理業務を行うために必要な備品等を手配し、指定管理者に貸付けをする。指定管理者は、県から借り受けた備品等を使用して指定管理業務を行うとともに、借受備品等の管理を行い、指定管理期間の終了時に県へ返却する。

県は、指定管理者が指定管理業務に使用する備品等の手配、使用・管理等について、以下のア～ウの手続を定めている。

ア 指定管理業務に必要な備品等の手配

県は、指定管理業務に必要な備品等を手配し、指定管理者に貸付けをする。県は、指定管理者との間で物品無償貸付契約等を締結する（指定管理者制度の運用に係るガイドライン（4））。

ただし、指定管理者が指定管理業務に必要な備品等を購入することが合理的であると判断される場合等は、指定管理料のうち備品等の購入の支払予定額を年度協定に定め、その範囲内で備品等を指定管理者に購入させることができる。この場合、指定管理者に購入させた備品等の所有権は県に帰属し、県及び指定管理者は、速やかに当該備品等に係る物品無償貸付契約を締結する（指定管理者制度の運用に係るガイドライン（4）、基本協定書第 18 条第 4 項）。

指定管理者に購入させた備品等の購入に係る支払実績額と支払予定額に差が生じた場合は、県及び指定管理者の双方とも、相手方に精算を申し出ることができる（指定管理者制度の運用に係るガイドライン（4））。

なお、指定管理者は、自己の費用により備品等を購入又は調達し、指定管理業務の実施の用に供することができ（基本協定書第 19 条第 1 項）、指定管理者が自己の費用で購入又は調達した備品等は指定管理者に帰属する（指定管理者制度の運用に係るガイドライン（4））。

イ 県から借り受けた備品等の維持管理

指定管理者は、県から借り受けた備品等を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない（物品無償貸付契約書第 5 条第 1 項）、維持管理に必要な経費を負担する（物品無償貸付契約書第 5 条第 2 項）。県から借り受けた備品等が経年劣化等により指定管理業務の実施の用に供することができなくなったときは、県は、指定管理者との協議により、必要に応じて、自己の費用において必要な備品等を購入し、又は調達する（基本協定書第 18 条第 3 項）。

なお、指定管理者が自己の費用により購入又は調達した備品等が経年劣化等により指定管理業務の実施の用に供することができなくなったときは、指定管理者は、自己の費用において必要な備品等を購入し、又は調達する（基本協定書第 19 条第 2 項）。

ウ 県から借り受けた備品等に係る台帳作成、異動報告

指定管理者は、県から借り受けた備品等の管理のために備品原簿を備えてその保管にかかる備品等を整理し、購入及び廃棄等の異動について定期的に県に報告しなければならない。また、指定管理者は、業務において使用する県の所有に属する備品等のうち、重要な物品等については、購入等異動の事実があったときは、遅滞なく県に報告しなければならない（管理業務仕様書 10（2）、（3））。重要な物品とは、取得価格の単価が 300 万円以上の備品等をいう（財務規則第 344 条第 3 項）。その他、指定管理者は、県から

借り受けた備品等を亡失し、又はき損した場合は直ちに県にその旨を報告しなければならない（物品無償貸付契約書第 6 条第 2 項）。

そして、県は、指定管理者に貸し付けた備品等の維持管理の適正を期するため、必要があると認めるときは、指定管理者に対して、その実態を調査させることができ、実態調査についての報告若しくは資料の提出を、指定管理者に対して求めることができる（物品無償貸付契約書第 7 条）。

しかしながら、物品無償貸付契約書に添付されており、当該物品無償貸付契約にてその対象となる備品等が記載された別紙「備品一覧」と、指定管理者が県から借り受けた備品等の管理のために作成している「借受備品台帳」を閲覧したところ、物品無償貸付契約締結時点で両者に数量等の相違があった。

また、県から借り受けた備品等の中から対象を抽出し、監査人又は指定管理者が再度数量を数えたところ、借受備品台帳に現数として記載されている数量と、実際の現数に相違がある備品等があった。

上記相違理由について、県や指定管理者に質問したところ、物品無償貸付契約締結時点や年度末時点において指定管理者に貸し付けた備品等の現物確認を行っておらず、県から借り受けた備品等の異動に関する県への報告もなされていないことが判明した。

エ 指摘事項及び意見

a 借受備品等の購入及び廃棄等の異動に関する定期的な報告（指摘事項 03）

指定管理者は、県から借り受けた備品等の購入及び廃棄等の異動について定期的に県に報告しなければならない（管理業務仕様書 10（3））が、異動があった次項の備品について、県への定期的な報告がなされていなかった。

表 4-2-36 購入及び廃棄等の異動について県に定期報告がなかった備品

品名	規格・品質	物品無償貸付契約書	現数	差
県立スケート場				
貸し靴棚	-	5台	0台	△5台
貸し靴棚	キャスター付き 7段	2台	0台	△2台
開放式石油暖房機	KBR173	1台	0台	△1台
リヤカー	1m 木枠付	1台	0台	△1台
県立野球場				
式台・演台	シナベニア塗装仕上げキャスター、アジャスター付	1台	0台	△1台
業務用掃除機（乾・湿用）	CV—97WD	2台	1台	△1台
ダストカート	DK—F2BM	6台	5台	△1台
石灰ストッカー	G—44 ストッカーSR	2台	1台	△1台
県立向浜運動広場				
刈り払機	PNBC—24	2台	0台	△2台
グラウンド用けん引レーキ	シダ毛プラシ付き	1台	0台	△1台
県立総合プール				
草刈機	GM-65AY-R	1台	0台	△1台
ビデオ	A-B100 東芝	2台	1台	△1台
無線式スポーツタイマー	アルミ製 送信機無し	3台	2台	△1台
召集用ベンチ	1740X400X365E 脚ステンレス製白	50台	49台	△1台
プールサイド仕切り柵	TSD-28	27台	25台	△2台
水中スピーカー用アンプ	出力最大 50W	2台	1台	△1台
ダイビング用審判台	テーブル付き	10台	8台	△2台
書類裁断機	MS シュレッダー 4290S	1台	0台	△1台
県立田沢湖スポーツセンター				
液晶テレビ	アクオス 32型	2台	1台	△1台
バレーボールネット	DE9300	1張	0張	△1張
選手・監督用ベンチ	ニシスポーツ F3236B アルミ製 折りたたみ式	45台	43台	△2台
長テーブル	FSA30M	(85台 ¹⁵)	86台	1台

(出典：各施設「物品無償貸付契約書」、「借受備品台帳」を基に監査人が作成)

¹⁵ 表 4-2-37 のとおり、物品無償貸付契約書には記載がなかったが、実際には契約締結時点において、県から 85 台借り受けていたため、便宜上、物品無償貸付契約書に記載されるべきであった数量を記載している。

当該県への定期的な報告について、指定管理者に質問したところ、廃棄等により代替備品が必要となり、県から代替備品を新たに借り受けるために県へ行う廃棄等の報告以外には備品等の購入及び廃棄等の異動について、県への報告は行っていないとの回答を得ており、報告がなされている事実は確認できなかった。

指定管理者が管理している借受備品等は、県から貸付を受けたものであり、県民から負託された重要な県有財産を適切に管理していることを県に報告する義務があるため、今後は県から借り受けた備品等の購入及び廃棄等の異動について定期的に県に報告する必要がある。

b 不正確な内容の物品無償貸付契約（指摘事項 04）

指定管理の業務に必要な備品等は、県が用意し、指定管理期間開始時に指定管理者と締結する物品無償貸付契約等に基づき貸し付けをする（指定管理者制度の運用に係るガイドライン）こととなっているが、平成 28 年度から令和 2 年度までの指定管理期間開始時に締結した物品無償貸付契約における貸付備品の内容と、実際に貸し付けた備品の内容に相違が生じていた。

具体的には、県立新屋運動広場及び県立田沢湖スポーツセンターにおける次項の備品について、実際には指定管理者に貸し付けていたにもかかわらず、物品無償貸付契約には含まれていなかった。

表 4-2-37 物品無償貸付契約に含まれていなかった備品

品名	規格・品質	物品無償貸付 契約書	借受備品 台帳 ¹⁶
県立新屋運動広場			
サッカー用ゴールポスト	S-0121	-	1組
サッカーゴールネット	B-3773	-	1組
県立田沢湖スポーツセンター			
ソファ（四角）	CN-141B-D20N 四角	-	3台
消臭抗菌マット	F-180-OR 900×5300	-	2枚
防塵マット	MR-027-180 1000× 4850	-	1枚
防塵マット	600×2200	-	1枚
ブラインド	ソーラーVN NB グラ ス W2500×H1900	-	1枚
CD プレーヤー	DENON RC-1176	-	1台
CD プレーヤー	コイズミ CD ラジカセ	-	1台
草刈用機械	1500T	-	1台
ソファ（四角）	CN-141B-D20N 四角	-	3台
ファールライト	モルテン	-	1本
バレーボールネット	NET TN 33-8041	-	3張
卓球台	WING DX	-	3台
卓球台	ROOKIE	-	5台
卓球台	天板と足が分離	-	1台
長テーブル	FSA30M	-	85台
食堂用椅子	698-94	-	245脚
折りたたみパイプ椅子	-	-	84脚

（出典：各施設「物品無償貸付変更契約書」を基に監査人が作成）

¹⁶ 平成 28 年度から令和 2 年度までの指定管理期間開始時に締結された物品無償貸付契約締結時点の借受備品台帳

上記の表のうち、県立新屋運動広場の貸付備品等は、平成 23 年度から平成 27 年度までの指定管理期間開始時に締結された物品無償貸付契約に、別途変更契約を締結して追加で貸し付けた備品であったが、平成 28 年度から令和 2 年度までの指定管理期間開始時に締結された物品無償貸付契約では、現物確認をせず、上記変更契約も加味されなかったため、当該契約の対象となる貸付備品等には含まれていなかった。

また、県立田沢湖スポーツセンターの貸付備品等は、平成 28 年度から令和 2 年度までの指定管理期間開始時よりも前に、県から指定管理者に貸し付けていた備品であったが、過去より物品無償貸付契約には含まれておらず、その原因は不明であった。

指定管理者に貸し付けている備品に関して、物品無償貸付契約に含まれていない場合、備品管理責任の帰属が不明確となってしまうため、指定管理期間開始時に指定管理者と物品無償貸付契約を締結する際には、現物確認等を実施して契約内容に誤りがないことを確認する必要がある。

c 備品台帳上の数量と現数の不一致（指摘事項 05）

指定管理者が管理している県から借り受けた備品等について、指定管理者に現数の照会を行ったところ、下記備品において借受備品台帳と現数が不一致となっていた。

表 4-2-38 借受備品台帳上の数量と現数が不一致であった備品

品名	規格・品質	借受備品台帳	現数	差	理由
県立スケート場					
コインロッカー	S-1685	8台	3台	△5台	物品無償貸付契約書上の貸付備品数量と現数共に3台であるが、借受備品台帳に誤って8台と記載していた。
県立田沢湖スポーツセンター					
選手・監督用ベンチ	ニシスポーツ F3236B アルミ 製 折りたたみ式	46台	43台	△3台	3台は破損のため廃棄したが、借受備品台帳の総数から控除していない。

（出典：各施設「借受備品台帳」を基に監査人が作成）

県から借り受けた備品等の管理方法としては、備品等の購入及び廃棄等の異動があった場合に、借受備品台帳にて管理するに止まっているが、定期的な現物確認が実施されていれば、上記数量の不一致に気付くことが可能となり、当該備品の管理漏れを防止することができたと考えられる。

指定管理者は、県から借り受けた備品等を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない（物品無償貸付契約書第5条）、現状の借受備品等の管理方法では今後も上記のような管理漏れが生じてしまう可能性があるため、定期的に現物確認等を行い、適切に管理する必要がある。

d 備品所有者の明示（指摘事項 06）

県は、備品を受け入れたときは、当該備品に記号及び番号を表示しておかなければならない（財務規則第363条）が、物品無償貸付契約にて指定管理者に貸し付けている備品では、シール等によって記号及び番号を表示していなかった。

指定管理者が管理している備品には、物品無償貸付契約により県から借り受けている県所有の備品と、指定管理者自ら購入し管理している指定管理者所有の備品があるが、物品無償貸付契約により県から借り受けている県所有の備品においてもシール等によって記号及び番号を表示していない場合、備品の所有者が不明確となり、物品無償貸付契約の解除等により県に返却する借受備品が不明となってしまう。また、県か

ら借り受けた備品等の購入及び廃棄等の異動について定期的に県に報告しなければならない（管理業務仕様書 10（3））が、県所有の備品なのか不明確な場合、当該県への報告もすることができない。

したがって、県は、物品無償貸付契約により指定管理者へ貸し付けている備品に関しても、備品の所有者を明確にするため、シール等によって記号及び番号を表示する必要がある。

e 物品無償貸付契約における重要物品の識別（意見 13）

指定管理者は、借受備品のうち、重要な物品（取得価格の単価 300 万円以上、財務規則第 344 条第 3 項）について、財務規則に基づき購入等異動の事実があったときは、遅滞なく県に報告しなければならない（管理業務仕様書 10（3））。

したがって、物品無償貸付契約書の別紙「備品一覧」において、重要な物品とそれ以外の備品に区別しておく必要があるが、実際には重要な物品とそれ以外の備品に区別されていなかったため、どの備品が重要な物品であるか識別することができなかった。

物品無償貸付契約書の別紙「備品一覧」において、重要な物品とそれ以外の備品に区別されていないため、指定管理者においてもどの借受備品が重要な物品であるか識別することができず、重要な物品の購入等異動の事実があった場合でも、県に対する報告をすることができない。

県は、重要な物品の購入等異動の事実があったときに、指定管理者から遅滞なく報告を受けるため、物品無償貸付契約書の別紙「備品一覧」において、取得価格を記載するなどして、指定管理者が重要な物品を識別できるように、重要な物品とそれ以外の備品で区別するよう留意されたい。

f 物品無償貸付契約における県の責任（意見 14）

県は、指定管理者に対して、県民から負託された重要な県有財産の貸し付けを行う者として、貸付備品について管理責任を負っているが、物品無償貸付契約時に自ら現物確認することもなく、指定管理者に対して、貸付備品の購入及び廃棄等の異動に関する定期的な報告や定期的な現物確認等を求めることもなかったため、指摘事項 03～06 の状況が生じている。

貸付備品の維持管理の適正を期するため、必要があると認めるときは、指定管理者に対して、その実態を調査させることができ、実態調査についての報告及び資料の提出を指定管理者に対して求めることができる（物品無償貸付契約書第 7 条第 1 項、第 2 項）とされており、当該指定管理者に対する調査権は、貸付備品の維持管理の適正を期するために県が有する権利であり義務である。

したがって、県は、必要に応じて指定管理者に対して調査権を行使し、貸付備品の

購入及び廃棄等の異動に関する定期的な報告や定期的な現物確認等を求め、場合によっては県自ら現物確認する等、貸付備品の適正な維持管理に努めるよう留意されたい。

(5) 指定管理業務のモニタリング評価

① 指定管理業務の評価制度の概要

県では、指定管理者の業務改善を促し、もってサービス水準の向上並びに当該施設の目的に照らした運営の適切性及び効率性の確保を図ることを目的として、平成 23 年度分(評価対象年度) から指定管理者制度を導入している施設の評価を実施している。具体的な評価の方法は、以下のとおりである。

表 4-2-39 指定管理業務の評価の方法

<p>評価の方法</p> <p>次の 4 つの観点から指定管理者が行った評価（1 次評価）を、県（施設所管課）が評価（2 次評価）します。</p> <p>評価の観点</p> <p>ア 利用目標の達成状況</p> <p>イ 利用者満足度の状況</p> <p>ウ 管理運営体制の状況</p> <p>エ サービス向上に向けた取組の実施状況</p> <p>評価結果の概要</p> <p>上記の 4 つの観点の評価結果に基づき、総合評価を行う。</p>

(出典：県「指定管理者制度導入施設の評価について」)

県の平成 30 年度（評価対象年度）の評価結果の概要は以下のとおりである。

表 4-2-40 指定管理者の評価結果（平成 30 年度）

総合評価	評価基準	全県	県有体育施設
A	「C」判定がなく、2 つ以上の観点で「A」判定の場合	57 件	6 件
B	A、C 以外の場合	1 件	0 件
C	各観点のいずれかの評価結果が「C」判定の場合	7 件	0 件

(出典：県「管理運営状況等評価表」を基に監査人が作成)

② 県有体育施設の評価

スポーツ振興課所管の県有体育施設の評価の概要は以下のとおりである。

表 4-2-41 県有体育施設の指定管理者の評価結果（H30d）

施設名	ア 利用目標 の達成	イ 利用者満 足度	ウ 管理運営 体制	エ サービス 向上	総合評価
県立体育館	A	A	A	A	A
向浜スポーツ ゾーン	A	A	A	A	A
県立新屋運動広 場	A	A	A	A	A
県立総合射撃場	A	A	A	A	A
県立田沢湖スポ ーツセンター	B	A	A	A	A
県立武道館	A	A	A	A	A

（出典：県「管理運営状況等評価表」を基に監査人が作成）

ア 利用目標の達成状況

目標値に対する達成率について、次の基準により判定した評価である。

A: 100%以上 B: 80%以上 100%未満 C: 80%未満

県立田沢湖スポーツセンターは、平成 30 年度の利用者数の目標 38,500 人に対して実績 34,888 人と達成率が 90.6%のため、B 評価である。

イ 利用者満足度の状況

利用者満足度について、次の基準により判定した評価である。

A: 80%以上 B: 60%以上 80%未満 C: 60%未満

いずれの施設も利用者満足度が 80%以上のため、A 評価である。

ウ 管理運営体制の状況

管理運営体制について、10 個の評価項目ごとの点数（0 点、5 点、10 点）の平均値を次の基準により判定した評価である。

A: 8 点以上 B: 5 点以上 8 点未満 C: 5 点未満

全ての施設が、管理運営体制の評価項目ごとの点数は 10 点満点で、A 評価である。

評価項目ごとの具体的な評価（採点）方法は次表のとおり、設問に対して○か×かの

二択評価である。一例を示すと、「有資格者を含む職員配置状況は適切か。事業計画書等に照らして適切な職員配置になっている。(5点)」は、○の場合は5点、×の場合は0点である。

県は、全ての評価項目が10点満点の理由として、評価項目ごとに○か×かの二択評価であり、採点が○になり易いためと説明している。

県は、「管理運営体制の状況」の評価を指定管理者へのヒアリングで作成している。しかし評価項目のうち、少なくとも以下の評価には現場視察が必要と考えられる。

- ・評価項目④二つ目 施設・設備に目に見える損傷、汚れ等がない。
- ・評価項目⑤一つ目 備品台帳に記載されている備品が全て揃っている。
- ・評価項目⑩一つ目 経理書類が適切に作成され、通帳や印鑑などが適切に管理されている。

このうち、指摘事項02（財務規則で定めた書類が作成されていない）で記載した各施設、指摘事項05（備品台帳と現数が合わない）で記載した県立スケート場や県立田沢湖スポーツセンターでは、関連する評価項目は、×と評価され満点評価にならないと考えられる。

表 4-2-42 「管理運営体制の状況」の評価 (H30d)

評価項目	指定管理者 1次評価欄	所管課 2次評価欄
(観点Ⅲ) 管理運営体制の状況	A	A
①有資格者を含む職員配置状況は適切か	10	10
<ul style="list-style-type: none"> ●事業計画書等に照らして適切な職員配置になっている。(5点) ●受付担当者が不在にならないなど利用者に迷惑がかからない配置になっている。(5点) 		
②職員の勤務実績は適切か	10	10
<ul style="list-style-type: none"> ●事業計画書等に照らして適切な勤務実績になっている。(5点) ●各職員が、他の職員の業務状況を把握し手伝えるような工夫をしている。(5点) 		
③職員の処遇等は適切か	10	10
<ul style="list-style-type: none"> ●職員の処遇が労働法規に反していない。(5点) ●職員に対する何らかの福利厚生事業が行われている。(5点) 		
④施設・設備は適切に管理されているか	10	10
<ul style="list-style-type: none"> ●事業計画書等の日常保守管理、定期点検、清掃、警備等の計画に照らして適切に管理されている。(5点) ●施設・設備に目に見える損傷、汚れ等がない。(5点) 		
⑤備品は適切に管理されているか	10	10
<ul style="list-style-type: none"> ●備品台帳に記載されている備品が全て揃っている。(5点) ●備品に目に見える損傷等がない。(5点) 		
⑥個人情報の保護に対する体制の構築が成されているか	10	10
<ul style="list-style-type: none"> ●「個人情報取扱特記事項」が全て遵守されている。(5点) ●職員に対し個人情報保護に関する理解の向上を図っている。(5点) 		
⑦安全で安心できる環境を確保しているか	10	10
<ul style="list-style-type: none"> ●事故防止マニュアル等及び緊急時連絡体制を整備している。(5点) ●職員に対し、研修の実施等の事故防止に関する理解の向上を図っている。(5点) 		
⑧経費節減のための努力を行い、成果を上げているか	10	10
<ul style="list-style-type: none"> ●前年度よりも事務経費を節減する取り組みをしている。(5点) ●実際に経費節減の成果を挙げている。(5点) 		
⑨計画的な修繕等がなされているか	10	10
<ul style="list-style-type: none"> ●施設・設備の修繕に関する年度計画が存在する。(5点) ●利用者が常に安全に利用できる状態に保たれている。(5点) 		
⑩健全な経営がなされているか	10	10
<ul style="list-style-type: none"> ●経理書類が適切に作成され、通帳や印鑑などが適切に管理されている。(5点) ●選定時の各財務指標と比較し、特段の経営の悪化が見られない。(5点) 		

(出典：県「管理運営状況等評価表」向浜スポーツゾーン)

エ サービス向上に向けた取組の実施状況

サービス向上に向けた取組の実施状況について、10個の評価項目ごとの点数（0点、5点、10点）の平均値を次の基準により判定した評価である。

A: 8点以上 B: 5点以上 8点未満 C: 5点未満

いずれの施設も管理運営体制の評価項目ごとの点数が10点満点のため、A評価である。

評価項目ごとの具体的な評価（採点）方法は次表のとおり、設問に対して○か×かの二択評価である。（上記の「管理運営体制の状況」と同じ。）

県は、「サービス向上に向けた取組の実施状況」の評価を指定管理者へのヒアリングで作成している。しかし評価項目のうち、少なくとも以下の評価には現場視察が必要と考えられる。

- ・評価項目③一つ目 料金減免の説明が分かりやすく掲示されている。
- ・評価項目④一つ目 全職員が名札を着用し適切な服装をしている。

表 4-2-43 「サービス向上に向けた取組の実施状況」の評価 (H30d)

評価項目	指定管理者 1次評価欄	所管課 2次評価欄
(観点Ⅳ) サービス向上に向けた取組の実施状況	A	A
①開館日、開館時間等は守られているか	10	10
●仕様書又は事業計画書等に照らして適切な開館状況になっている。(10点)		
②事業計画に掲げられた業務は適正に実施されているか	10	10
●仕様書又は事業計画書等に照らして適正に業務が実施されている。(10点)		
③施設の使用許可、料金減免の手続、説明は適正か	10	10
●料金減免の説明が分かりやすく掲示されている。(5点)		
●仕様書又は事業計画書等に照らして適正に使用許可されている。(5点)		
④職員の接客マナーは適切か	10	10
●全職員が名札を着用し適切な服装をしている。(5点)		
●施設名と対応者名を名乗った電話対応など丁寧な挨拶や対応がなされている。(5点)		
⑤利用者が利用しやすい窓口案内を実施しているか	10	10
●電話やWebサイト等による利用相談がなされている。(5点)		
●来客への対応に関する研修がなされている。(5点)		
⑥全ての利用者が等しく利用情報を得ることができるよう情報発信を行っているか	10	10
●分かりやすいパンフレットの備え付けや、見学希望への対応などに取り組んでいる。(5点)		
●指定管理者名称、指定期間、業務概要等を利用者に周知している。(5点)		
⑦潜在的な利用者へ向けた広報を実施しているか	10	10
●広報誌発行、県・市町村広報への登載、Webサイト作成、チラシ配布等の広報を実施している。(10点)		
⑧満足度調査の結果、課題がある場合に対応策を講じているか	10	10
●満足度調査から課題を抽出して対応策を講じている。(5点)		
●満足度調査結果及び課題への対応策を公表している。(5点)		
⑨利用者が意見や苦情を述べやすい環境を構築しているか	10	10
●意見・苦情の提出先に関する情報を公表している。(5点)		
●意見・苦情の内容を記録し、対応策を実施している。(5点)		
⑩意見・苦情等を受けて迅速に対応できる体制を構築しているか	10	10
●苦情の受付・解決方法や担当者等を明確にし職員に周知している。(5点)		
●意見・苦情への対応策の実施・公表をしている。(5点)		
(参考：省略)		

(出典：秋田県「管理運営状況等評価表」向浜スポーツゾーン)

オ 指摘事項及び意見

a 指定管理業務のモニタリング評価（指摘事項 07）

県は、指定管理者が行った業務のモニタリング評価を平成 23 年度から実施している。具体的には、4つの観点から指定管理者が1次評価を、県の施設所管課が2次評価を行った上で、その結果に基づき総合評価を行っている。

4つの評価の観点のうち、「管理運営体制の状況」と「サービス向上に向けた取組の実施状況」については、「管理運営状況等評価表」のそれぞれ10個の評価項目ごとに採点し、平均値を予め定めた基準により3段階評価を行う。施設所管課は、10個の評価項目の評価を指定管理者へのヒアリングで作成している。しかし評価項目のうち、少なくとも以下の評価には現場視察が必要と考えられる。

（観点Ⅲ）管理運営体制の状況

- ・評価項目④二つ目 施設・設備に目に見える損傷、汚れ等がない。
- ・評価項目⑤一つ目 備品台帳に記載されている備品が全て揃っている。
- ・評価項目⑩一つ目 経理書類が適切に作成され、通帳や印鑑などが適切に管理されている。

（観点Ⅳ）サービス向上に向けた取組の実施状況

- ・評価項目③一つ目 料金減免の説明が分かりやすく掲示されている。
- ・評価項目④一つ目 全職員が名札を着用し適切な服装をしている。

このうち、指摘事項 02（財務規則で定めた書類が作成されていない）で記載した各施設、指摘事項 05（備品台帳と現数が合わない）で記載した県立スケート場や県立田沢湖スポーツセンターでは、関連する評価項目は、×と評価され満点評価にならないと考えられる。

県は、指定管理者が行った業務を評価する際には現場視察を義務付けるなどルールを定め、運用することを検討されたい。

(6) 施設の利活用

① 利用実績の詳細把握

県は、県有体育施設の利用実績について各指定管理者から月次で報告を受けているものの、その内訳としての利用者の属性（年齢、性別、個人や団体等）別の情報を把握していない。

ア 指摘事項及び意見

a 県有体育施設利用者の属性別の利用実績の把握（意見 15）

県は、県有体育施設の利用実績に関して、月別に利用者数や使用料の合計を把握しているものの、属性（年齢、性別、個人や団体等）別の利用実績を把握していない。

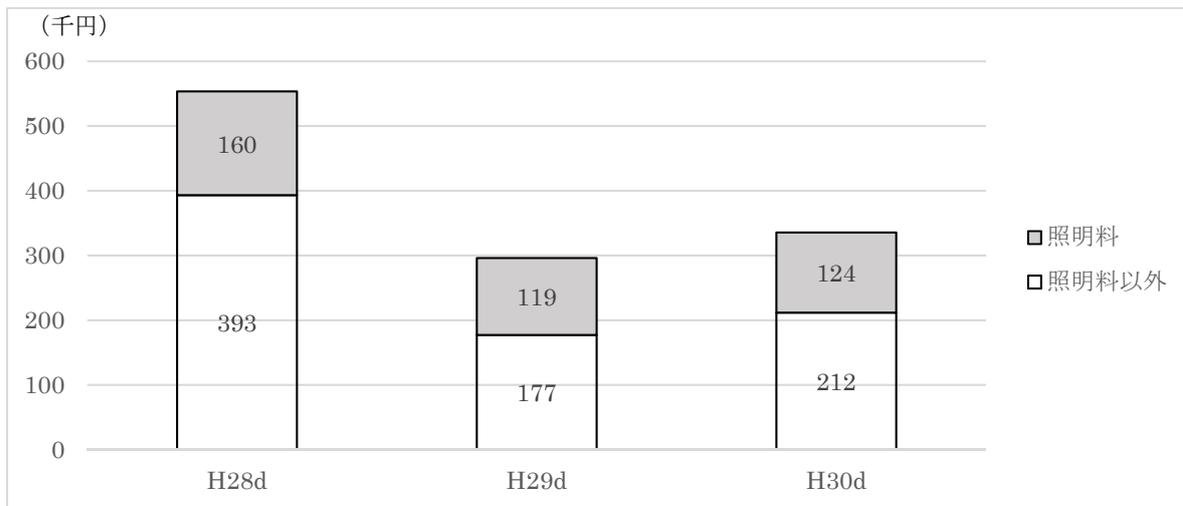
第3期秋田県スポーツ推進計画において、「スポーツ立県あきた」推進のための取組として、「ライフステージに応じた多様なスポーツ活動の促進」を掲げているが、ライフステージに応じたスポーツ活動の促進に効果的かつ効率的に取り組むためには、利用実績の属性別情報を把握し、把握されたそれぞれの状況に応じて、スポーツ活動を促進するための取組みを実施することが必要不可欠である。

県は、ライフステージに応じたスポーツ活動の促進に効果的かつ効率的に取り組むために、県有体育施設の利用実績について利用者の属性別に利用者数や徴収された使用料等を把握するように努められたい。

② 県立向浜運動広場テニスコートの利活用

県立向浜運動広場テニスコートは屋外のクレーコート 9 面で構成され、4 月 20 日から 11 月 30 日の約 7 か月間の開場で、1 面につき 1 時間当たり平日は 220 円、土日祝祭日は 440 円、夜間照明料金 670 円の利用料金となっている。直近 3 年間の利用実績は以下のとおりである。

表 4-2-44 県立向浜運動広場テニスコート利用実績



(出典：(一財) 秋田県総合公社資料を基に監査人が作成)

また、施設の稼働率は指定管理者・県のいずれも集計していないため、監査人が利用実績を基に金額ベースで稼働率を試算すると以下のとおりとなる。

表 4-2-45 県立向浜運動広場テニスコート稼働率

フル稼働の場合の使用料(照明料除く)…①

9 面×年間稼働日 192 日×12 時間×使用料 220 円(平日) /h=4,561 千円

	H28d	H29d	H30d
使用料…②	393 千円	177 千円	212 千円
稼働率…②/①	8.6%	3.9%	4.7%

(出典：(一財) 秋田県総合公社資料を基に監査人が作成)

平成 29 年度・30 年度の利用実績は平成 28 年度の約半分になっていることが分かる。これは平成 29 年度の 8 月~11 月において近接する県立野球場の LED 化工事に伴いテニスコートが利用できない状況にあり、利用実績がゼロとなったこと、その後県立中央公園等の他施設に一旦流れた利用者が、当施設に戻ってこなかったこと等の要因による。

しかしながら、県は指定管理者から月次で利用実績の報告を受けているものの、利用が低減している状況についてその分析や対応を行っていない。また、テニスコートは平成 24 年の暴風の影響により 9 面のうち、2 面が使用できない状況が続いている。

ア 指摘事項及び意見

a 県立向浜運動広場テニスコートの利活用（意見 16）

県立向浜運動広場テニスコートは屋外のクレーコート 9 面で構成され、冬季を除いた約 7 か月間利用可能である。金額ベースでテニスコートの直近 3 年間の稼働率を試算すると、平成 28 年度は 8.6%と低水準となっており、平成 29 年度は 3.9%、平成 30 年度は 4.7%と半減している。半減の要因は、平成 29 年度の 8 月～11 月において近接する県立野球場の LED 化工事に伴いテニスコートが利用できない状況にあり、利用実績がゼロとなったこと、その後県立中央公園等の他施設に一旦流れた利用者が、当施設に戻ってこなかったこと等による。また、平成 24 年の暴風の影響により 9 面のうち、2 面が使用できない状況が続いている

一方、県は月次で指定管理者から利用実績の報告を受けているものの、利用が低減している状況についてその分析や対応を行っておらず、平成 30 年度においても 9 面の利用を前提とした指定管理料の支払いを行っている。

県は県立向浜運動広場テニスコートについて、いまだ補修工事が行われず 2 面が使用できない状況が続いていること、施設の整備後相当の年数が経過し老朽化が進んでいること、昨今利用の低迷が続いている現状を分析し、今後の施設の存続を含めた利活用の在り方を検討されたい。

(7) 無償貸付 3 施設

① 無償貸付 3 施設の概要

鹿角トレーニングセンター、大館樹海ドーム、能代山本スポーツリゾートセンターの 3 施設（以下「無償貸付 3 施設」という。）については、スポーツ競技力の向上やスポーツを通じた地域活性化、情報発信、広域交流拠点としての役割を担うため、県が事業主体となり整備された。平成 7 年・9 年の整備後、施設の所有は県であるものの、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」により公共の用に供するものとして、無償で地元の市・広域市町村圏組合に対して貸付が行われている。

これらの無償貸付 3 施設については、県の第 4 期行財政改革推進プログラム（平成 20～22 年度）において、「スポーツ施設・集会施設等の地域活性化施設のうち県が事実上管理していないものについて、地元自治体等と協議を行い、譲渡に向けた検討を進める」とされた。「あきた公共施設等総合管理計画に基づく「個別施設計画」（更新日：平成 31 年

3月29日)においても、建物の目標使用年数を60年とし、施設管理に関する基本的な方針として「民間等へ譲渡を進めるが、譲渡できない場合にあっても建替えを実施しない」とされている。

そのため、県では無償貸付を行っている自治体等に対して、県から自治体等へ施設の無償譲渡を行った場合、受け入れが可能か調査を行っている。その結果、無償貸付3施設ともに以下の理由により現時点では受け入れが難しいと回答している。

- ・整備から20年以上が経過し、経年劣化による今後の大規模修繕が見込まれるが、各自治体単独での財政負担は難しい
- ・利用者が広域的であることから、今後も県有施設としての存続が望まれる

無償貸付3施設の総事業費、年間の維持管理経費・利用者数等の状況は以下のとおりである。総事業費や利用者数をみると、他の県有体育施設と比較しても規模が大きいことが分かる。

また、維持管理経費として無償貸付3施設合計で年間22,543千円～69,728千円程度の県負担が生じている。

表 4-2-46 無償貸付3施設の総事業費等

	鹿角	大館	能代山本
総事業費	約 2,511,000 千円	約 7,650,000 千円	約 3,151,000 千円
県の台帳価格	1,397,067 千円	4,097,477 千円	1,378,157 千円

(出典：「あきた公共施設等総合管理計画」に基づく個別施設計画、スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成)

表 4-2-47 無償貸付3施設の維持管理経費・利用数等の状況 (単位：千円)

【鹿角】	H25d	H26d	H27d
保守コスト	21,731	21,104	21,104
運用コスト	33,154	30,900	26,987
修繕コスト	5,604	3,161	23,858
維持管理経費合計	60,489	55,165	71,949
利用料収入	45,698	53,984	58,279
利用数等 (人)	69,867	71,658	146,597

【大館】	H25d	H26d	H27d
保守コスト	10,844	12,637	12,643
運用コスト	28,726	31,153	26,237
修繕コスト	16,283	14,627	38,730
維持管理経費合計	55,853	58,417	77,610
利用料収入	18,103	31,284	23,356
利用数等（人）	278,315	296,427	298,810

【能代山本】	H25d	H26d	H27d
保守コスト	6,867	9,963	10,196
運用コスト	45,823	51,424	44,958
修繕コスト	4,880	4,755	7,140
維持管理経費合計	57,570	66,142	62,294
利用料収入	49,727	55,894	57,566
利用数等（人）	179,355	201,058	206,779

（出典：「あきた公共施設等総合管理計画」に基づく個別施設計画、能代山本広域市町村圏組合歳入歳出決算書を基に監査人が作成）

② 無償貸付 3 施設の位置する地域の将来推計人口

無償貸付 3 施設の位置する、大館市、能代市、鹿角市の 2015 年の人口、30 年後の 2045 年の推計人口は以下のとおりである。

表 4-2-48 県内地域別将来推計人口

	2015 年人口	2045 年推計人口	増減率
秋田市	315,814 人	225,923 人	△28.5%
大館市	74,175 人	42,577 人	△42.6%
能代市	54,730 人	27,564 人	△49.6%
鹿角市	32,038 人	17,197 人	△46.3%
秋田県	1,023,119 人	601,649 人	△41.2%

（出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年 3 月推計）」を基に監査人が作成）

県内全体で 30 年後の人口は 41.2%減少するとされ、大館市、能代市、鹿角市においてはそれを上回る 50%近く減少すると見込まれている。一方で、県有体育施設の多くが位

置する秋田市の人口の減少率は 28.5%となっている。

したがって、30 年後人口減少による体育施設利用者数の減少は免れないものの、秋田市内にそのほとんどが位置する県有体育施設利用者数の減に比べて、大館市、能代市、鹿角市に位置する無償貸付 3 施設の利用者数の減の影響は大きいと考えられる。

③ 指摘事項及び意見

ア 無償貸付 3 施設の民間等への譲渡の推進（意見 17）

鹿角トレーニングセンター、大館樹海ドーム、能代山本スポーツリゾートセンターの 3 施設については、県が事業主体となり 20 年前に整備された。その後、施設の所有は県であるものの、公共の用に供するものとして、無償で地元の市・広域市町村圏組合に対して貸付が行われている。したがって、施設の管理運営に関しては各自自治体等が行っているものの、施設の所有は県であることから 3 施設合計で年間 22,543 千円～69,728 千円程度の修繕コストを県は負担している。

これらの 3 施設については県の第 4 期行財政改革推進プログラム(平成 20～22 年度)において、県が事実上管理していないことから、地元自治体等と協議を行い、譲渡に向けた検討を進めるとされた。その後「あきた公共施設等総合管理計画に基づく「個別施設計画」(更新日：平成 31 年 3 月 29 日)においても、建物の目標使用年数を 60 年とし、施設管理に関する基本的な方針として「民間等へ譲渡を進めるが、譲渡できない場合にあっては建替えを実施しない」とされている。

そのため、県では無償貸付を行っている自治体等に対して、県から自治体等へ施設の無償譲渡を行った場合、受け入れが可能か調査を行っている。その結果、3 施設ともに、今後の大規模改修にかかる財政負担を各自自治体単独で負うことが困難であること、施設利用者が広域的であることから、今後も県有施設としての存続を望み、現時点では受け入れが難しいと回答されている。

これらの 3 施設については今後、施設の整備後相当の年数経過に伴う大規模修繕による財政負担の増加とともに、人口減少による利用者数の減少が見込まれる。地域別の将来推計人口によると、県有体育施設の多くが位置する秋田市の 30 年後の人口減少率(28.5%)に比べて、3 施設の位置する大館市、能代市、鹿角市の人口減少率は約 50%となり、人口減少による利用者数の減少の影響をより大きく受けると考えられる。

したがって、県は鹿角トレーニングセンター、大館樹海ドーム、能代山本スポーツリゾートセンターの 3 施設について、現在規模での施設の存続必要性を検討し、必要であるとした場合は、中長期的な有効性・効率性の観点で民間等への譲渡、官民連携手法を含めた施設の今後の在り方を十分に検討されたい。

(8) 県有体育施設の整備後の維持修繕

① 県有体育施設の整備年と経過年数等

県有体育施設の総事業費、整備年及び経過年数（令和元年時点）は、以下のとおりである。

表 4-2-49 県有体育施設の整備年と経過年数等

施設名	総事業費	整備年	経過年数
県立体育館	489,510 千円	S43	51 年
県立スケート場	698,810 千円	S46	48 年
県立野球場	5,595,686 千円	H15	16 年
県立向浜運動広場	511,489 千円	S55	39 年
県立総合プール	9,566,895 千円	H12	19 年
県立新屋運動広場	無償譲受	H1	30 年
県立総合射撃場	2,132,000 千円	H7	24 年
県立田沢湖スポーツセンター	(財) 日本体育協会から移管。 新宿泊施設棟は 1,308,458 千円	H18	13 年
県立武道館	6,031,906 千円	H16	15 年
スポーツ科学センター	1,066,397 千円	S54	40 年
鹿角トレーニングセンター	約 2,511,000 千円	H7	24 年
大館樹海ドーム	約 7,650,000 千円	H9	22 年
能代山本スポーツリゾートセンター	約 3,151,000 千円	H7	24 年

(出典：「あきた公共施設等総合管理計画」に基づく個別施設計画を基に監査人が作成)

② 県有体育施設の修繕予定総額

県有体育施設の今後の維持修繕に要する支出は以下のとおり予定されている。

表 4-2-50 県有体育施設の修繕予定額 (単位：千円)

施設名	R2d～R7d
県立体育館	422,533
県立スケート場	298,456
県立野球場	417,075
県立向浜運動広場	—
県立総合プール	227,713
県立新屋運動広場	24,430
県立総合射撃場	86,681
県立田沢湖スポーツセンター	119,152
県立武道館	124,109
スポーツ科学センター	4,672
鹿角トレーニングセンター	298,302
大館樹海ドーム	24,312
能代山本スポーツリゾートセンター	7,550
合計	2,054,985

(出典：「あきた公共施設等総合管理計画」に基づく個別施設計画を基に監査人が作成)

③ 指摘事項及び意見

ア 整備後相当の年数が経過した県有体育施設の維持管理 (意見 18)

県有体育施設のうち、特に、県立体育館 (令和元年時点で整備後 51 年)、県立スケート場 (同 48 年)、県立向浜運動広場 (同 39 年)、県立新屋運動広場 (同 30 年)、スポーツ科学センター (同 40 年) は、整備後相当の年数が経過している。

また、整備後相当の年数が経過した施設は、その維持管理のための支出も増加し県の財政負担が増すことになる。上述の施設の今後 6 年間 (令和 2 年度から 7 年度) の修繕支出の見積額は、それぞれ以下のとおりである。

県立体育館	422,533 千円
県立スケート場	298,456 千円
県立向浜運動広場	-千円 (修繕を予定せず施設維持を図る)
県立新屋運動広場	24,430 千円
スポーツ科学センター	4,672 千円

整備後相当の年数が経過した施設の改築、維持管理に係る財政負担の増加は、地方自

治体の共通の課題である。それらの課題に対し、官民連携手法を用いた公共施設の運営、維持管理を行っている地方自治体の以下の取組事例がある。

- ・施設整備を含む PPP/PFI 事業
- ・複数施設の維持修繕を包括的、効率的に行う PPP/PFI 事業
- ・施設の集約化・共有化等により施設の有効活用、稼働率向上に資する PPP/PFI 事業

県は、整備後相当の年数が経過した施設か否かに関わらず県有体育施設の今後の改築、維持修繕の計画については、財政負担を考慮し、施設の有効活用を図る官民連携手法についても検討されたい。